

ハザード概念について
—保険論における人的ハザードを中心として—

香川大学 安井敏晃

ハザード概念は、保険論において発達した概念であるが、現在では他の分野においても広く用いられている。しかしながら、これらの分野では、保険論における概念とは異なった捉え方をされていることが指摘されている。

例えば、近年関心が高いリスク・コミュニケーションの分野では、ハザードを次のように定義するものがある。ハザードは、「人ないし物に対して危害を及ぼす恐れのある行為または現象。ハザードの大きさとは、その深刻さの程度および危害を受ける人数など、生じるかもしれない危害の程度のこと」（林監訳『リスク・コミュニケーション』）とするのである。また、環境リスクに関する報告書には、「おこりうる損傷や傷害の源」（“Framework for Environmental Health Risk Management”）などと定義されている。

人に危害を及ぼすおそれのある行為、損傷の源、であるならば、保険論における定義からすると、ハザードと言うよりは、むしろペリルに近い概念と考えられよう。一般的に、保険論においてはあくまでもハザードとペリルは異なるものである。ハザードはペリルを生じさせ、損害を拡大させるものであってペリルそのものとは異なっていると考えられている。

もともと、保険論に限定しても、ハザードとされながら、時にペリルと区別しにくいものがある。モラル・ハザード (moral hazard) がそれである。

例えば、故意の事故招致のような場合がある。放火を例に取った場合、実際に保険金目当てで放火をしようとする意思と放火という具体的な行為は一体となっているため、モラル・ハザードは、単にハザードとしてではなく、ペリルであるようにも見える。

このモラル・ハザードは、一般的に保険により惹起されたという性格をもつと

考えられており、物的ハザードなどとならび、ハザードのトリオの一つとされ、よくとりあげられている。

しかしながら、改めて考えてみると、このハザードには今なお検討する余地が残されているように見える。例えば、事故を発生させる要因としては物的ハザードの作用が極めて多いと考えられるのに比して、むしろまれにしか働かないと考えられること、またその作用が大きいにもかかわらず、必ずしも実際の事故そのものには関係しない場合がある（事故の偽装や、損害額の誇張の場合）ことなどである。

他にも、社会的に好ましくないとは言い切れない場合があることは、再検討する必要があるのではなかろうか。例えば、良く知られるように、医療保険に加入していることにより受療機会が増加する場合がある。このことは、保険の存在により、医療費の増加を招くことになり、モラル・ハザードの一例といえるが、社会的に好ましくないとは言いきれない。むしろ、公保険の場合には、この種のモラル・ハザードが作用することは、目的の一つとさえいえるのではないだろうか。

さらに、モラル・ハザード (morale hazard) の場合はどのように考えればよいのであろうか。これは保険制度にとって弊害と言いきって良いのであろうか。

本報告では、これらのハザード概念について、保険論におけるハザードを中心に検討していく。

参考文献

田村祐一郎 (2003) 「モラル・ハザードは倫理崩壊か？」『日本リスク研究学会第 16 会研究発表会講演論文集』

田村祐一郎 (2004) 「モラル・ハザード：ある外来語の由来」『伊賀隆先生学長退任記念論集』

林裕造・関沢純監訳 (1997) 『リスク・コミュニケーション』化学工業日報社。

The Presidential/Congressional Commission on Risk Assessment and Risk Management (1997),
Final Report Volume 1 Framework for Environmental Health Risk Management.